

2 施行日前に旧雇保則第二百二条の五第六項第一号イの雇入れを行った事業主に対する当該雇入れに係る受入れ人材育成支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日後に次のいずれかに該当する者の雇入れを行った事業主に対する当該雇入れに係る受入れ人材育成支援奨励金の支給については、なお従前の例による。

一 施行日前に旧雇保則第二百二条の五第二項第一号イの認定を受けた再就職援助計画の対象となる者

二 施行日前に作成された求職活動支援書の対象となる者

○農林水産省令第四十六号
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)及び農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 森山 裕

農林水産省組織規則の一部を改正する省令
農林水産省組織規則(平成十三年農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十六人」を「二十五人」に改める。

第十八条の見出し及び同条第一項中「食品安全技術室」の下に「及び国際基準室」を加え、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 国際基準室は、消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

5 国際基準室に、室長を置く。

附則
この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○農林水産省令第四十七号
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十八号)の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日
農林水産大臣 森山 裕

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令
(農業協同組合法施行規則の一部改正)

第一条 農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第五号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第二条 水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附則
この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。

○経済産業省令第八十号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二十條の規定に基づき、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日
経済産業大臣 林 幹雄

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の三」を「第十一条の四」に改める。

第一章中第十一条の三の次に次の一条を加える。
(謄本等の請求)

第十一条の四 出願人又はその出願人の承諾を得た者は、特許庁長官に対し、その出願人の国際出願に関する書類の謄本の交付又は工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号、以下「特例法」という。)第二条第一項の電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」という。)に記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、国際予備審査に係る書類、国際事務局が国際公開の対象から除外した情報又は規則26.3.2)の規定に基づき特許庁長官が

国際事務局に送付しないこととした文書の全部若しくは一部については、この限りでない。

第三十七條の二第一項中「工業所有権に関する手続の特例に関する法律(平成二年法律第三十号、以下「特例法」という。)第二条第一項の電子計算機に備えられた」と及び「(以下単に「ファイル」という。)」を削る。

第六十八條を次のように改める。
第六十八條 削除
第七十三條の三第一項中「天災」の下に「電気通信回線の故障」を加える。
第八十二條第一項の表第三号中「第三十七條第一項」を「第十一條の四第一項若しくは第二項、第三十七條第一項又は」に改め、「又は第六十八條」を削る。

附則
(施行期日)
この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○環境省令第六号
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第十七條及び第十八條第三項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日
環境大臣 大塚 珠代

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第七号)の一部を次のように改正する。

第十三條及び第十五條中「解体自動車」との下に「異物が混入し」とあるのは「異物が混入し又は発炎筒が残置され」とを加える。

附則
この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

○国土交通省令第五十三号
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十八号)の施行に伴い、国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百八條第六項及び第二百十條第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日
国土交通大臣 石井 啓一

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「及び異分野連携新事業分野開拓計画」を「異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画」に改める。

一 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)第七條第九号、第八十一條第九号、第八十三條の二第四号及び第八十三條の三第四号

二 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)第二條第四十三号及び第三十九條第九号

附則
この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。